

令和8年度 自閉症・情緒障害特別支援学級入級案内

葛飾区では、他者との意思疎通及び対人関係の形成、学校で集団生活への適応が困難である児童・生徒への支援体制の充実を図るため、自閉症・情緒障害特別支援学級を設置しています。

自閉症・情緒障害特別支援学級とは

自閉症・情緒障害特別支援学級では、人との関わりを円滑にし、生活する力を育てることを目標に指導を進めています。生活に必要な諸技能を習慣として身に付けること、一日の生活リズムを体得することによって情緒を安定させ、友達や教員と一緒に活動する喜びや楽しさを味わい、集団の雰囲気慣れることをねらいとしています。

学習内容は通常の学級と同じです。しかしながら、対象とする児童・生徒の実態から通常の学級と同じ学習だけでは十分に学習の成果を上げることが難しいため、自立活動の時間を設定しています。自立活動では、障害による学習や生活面での困難さの改善・克服に取り組みながら、一人一人が目標をもって学習に取り組めるようにしていきます。

学級では、以下のような工夫をして指導します。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ○主体的に取り組むことができる活動の設定 | ○コミュニケーションの指導 |
| ○学習成果をわかりやすくする工夫 | ○学習活動に見通しがもてるような工夫 |
| ○基本的な生活習慣の確立 | |

設置校：高砂小学校、清和小学校、立石中学校、高砂中学校

対象となる児童・生徒

次に掲げる基準の全てに該当する児童・生徒

- (1) 葛飾区立小・中学校に在籍していること
○地域を問わず、すべての区立小・中学校に通学する児童・生徒が対象です。
○4月入学予定の新小学1年生は対象となりません。
- (2) 知的障害を伴わない、自閉症スペクトラム、又は情緒障害（心理的な要因による選択性かん黙等）であること（※医師診断書、心理検査の結果報告書が必要です。）
- (3) 他人との意思疎通及び対人関係の形成、学校集団生活への適応が困難であること
- (4) 児童・生徒及び保護者が自閉症・情緒障害特別支援学級への入級を希望していること
- (5) 児童の通級に際し、原則、徒歩または公共交通機関により保護者が送迎すること

お申込みについて

在籍校と相談した上で、保護者より総合教育センターへ電話でお申込みください。

申込み期間：令和7年5月7日（水）から令和7年5月30日（金） 9：00～17：00

お申込み後に保護者、お子さんに来所いただき、面談を行います。
その後、10月上旬から中旬にかけて就学・転学相談会を実施します。
相談の流れは、裏面を参照ください。



お問い合わせ・お申込み
葛飾区立総合教育センター就学相談担当
電話：03-5668-7604
所在：葛飾区鎌倉 2-12-1
「京成高砂駅」より徒歩 12 分



❁お申込みから就学（転学）先決定までの流れについて❁

